

《特集》 対決線を引きなおす——ポスト3・11の政治と社会のなかで

橋下大阪府政と日の丸・君が代問題

寺本 勉

一月二七日、大阪においてはダブル選挙（大阪府知事選・大阪市長選）の投票が行われる。この小論を書いている時点では、両選挙の主な候補者が出揃って、選挙戦が始まった段階で、選挙の結果はわかっているはずではない。大阪市長選挙は、共産党推薦の渡司考一元大阪市長が立候補を取り下げたため、知事を辞任した橋下徹・大阪維新の会代表と平松邦夫市長の事実上の一騎打ちとなっている。また、大阪府知事選は、松井一郎・大阪維新の会幹事長、自民・民主が支援する倉田薫前池田市長、共産党推薦の梅田章二弁護士との三つ巴とされている。

このダブル選挙の結果が、現在は継続審議の形になっている「教育基本条例」「職員基本条例」案の行方に決定的な影響を与えることは間違いない。本誌が発行されている頃には、選挙の帰趨も明らかになっていて、一二月大阪府議会に向けた状況もはっきりしているだろう。選挙の結果いかんにかかわらず、二〇一二年春の卒・入学式をめぐる攻防は、教職員全員への「君が代」起立・斉唱の職務命令

とつているが、橋下前知事の意向によるものであることは周知の事実である。提案主体であるはずの維新の会の議員に条例案の内容が示されたのは、議長に提出された当日の朝だったと報道されたことがそれを物語っている。

この条例の目的は「府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学校及び府内の市町村立学校における含む規律の厳格化を図ること」とされていて、明らかに「君が代」斉唱時における不起立教員にターゲットを絞ったものであることがわかれる。この条例制定の直接の契機は、五月七日付の新聞紙上で、府立学校二六校で不起立教員がいたのに処分されていないと報じられたことに、橋下前知事が激怒したからだとされている。したがって、この条例案は九月府議会に提案すると橋下前知事が公言していた「君が代」不起立教員への処分ルール化（不起立三回で免職！）とセットになったものであった。

この段階での橋下前知事の狙いは、第一に、ダブル選挙をしかけることを前提にして、「大阪都」構想の立場から、大阪府・大阪市・堺市・各市町村という重層的な地方自治のあり方を批判していこうとすることにある。五月一八日の記者会見では、「（教育行政に対する）問題提起のネタを

めぐって、新たな局面を迎えることは間違いない。この小論では、橋下府政のもとで「日の丸・君が代」がいかに強制されてきたのか、「教育基本条例」案に端的に示される橋下流教育改革の狙いとそれがもたらすものを整理してみたい。

「日の丸・君が代」強制条例の内容と狙い

六月三日、大阪府議会本会議において、「日の丸・君が代」強制条例が可決・成立した。公明・自民・民主・共産は反対したが、単独で過半数を握る大阪維新の会は、教育常任委員会でのわずか一日の審議を経て、強引に採決したのである。

この条例には次の二点が含まれている。つまり、大阪府の施設に「日の丸」を常時（執務時間中に）掲揚することおよび大阪府内の公立学校教職員に学校行事での「君が代」斉唱時の起立・斉唱を義務付けることの二つである。

条例そのものは、大阪維新の会による議員提案の形を

探していた」と述べたことから、「君が代」不起立問題は、つねに敵を想定することでポピュリズム政治を遂行しようとする橋下前知事のネタにされたのである。

第二には、大阪府と大阪市の双方を維新の会で押さえて、大阪都構想を推進しようとするときに、「お上」（橋下、ないしはその後継者）に異議申し立てする職員を根絶しておこうとすることにあった。「組織のルールに従えないなら、教員を辞めてもらいます」という彼の言葉はその端的な表現である。

そしてもちろん第三に、「お上」に従順な教職員のもとで、子どもたちに「君が代」斉唱を強制し、日本への帰属意識と国家への服従意識を植え付けていこうとすることになった。

「不起立は大阪府民への挑戦」とする 橋下前知事の発想法

橋下前知事は、この条例制定が「民主主義」であり、「民意」を反映しているのだとして、「不起立」は「大阪府民への挑戦」であり、「社会常識」「ルール」を守るかどうかの問題であると主張した。つまり、「君が代」を起立して歌うというのは、社会儀礼であり、組織のルールです。社会常識を教える場が教育現場。自分の思想で社会常識に違反することは、教育現場だからこそ許されない。「論理的な

問題ではなく、社会常識の問題ですから、最後は政治が決することです。教育の中身の問題ではないので、教育の中立性を振りかざす問題ではありません」「何が社会常識かは、価値判断にかかわること。意見が割れたときには、最後は公選職が決めることです。組織のルールに従えないなら、教員を辞めてもらいます」と言うのである（大阪府幹部や維新の会幹部にあてた橋下前知事のメールから引用）。

その上で、「全員に職務命令を出せば良いのです。そして、違反を積み重ねれば、それに従って懲戒の段階を上げて、最後は懲戒免職か、分限免職にすれば良い。（中略）三アウト制ぐらいにして、三回違反すれば、免職にするルールにすれば良い」「委員の任免は知事の専権事項であり、委員の任免を通じて、民意を教育現場に注入します。ということは、府教委の命令に従わないということは、民意無視そのものです。起立して歌わない教員は、大阪府民への挑戦と捉えます」と不起立教員へのあからさまな敵意を表明し、自らの政策遂行のために不起立教職員をターゲットにして府民の支持を維持していこうとする政治的思惑を露骨に明らかにした。

「日の丸・君が代」強制条例制定に至る経過

こうして、八月には「教育基本条例」案が浮上してくるわけだが、その話の前に、橋下府政のもとで「日の丸・君が代」斉唱時に起立せず、さらに卒業生も一人を除いてほぼ全員が起立しなかった。このことを産経新聞が取り上げ、右翼や一部府議を含めて大キャンペーンが行われた。そして翌年二月、不起立であった教員に対して、一名に文書訓告、七名に厳重注意が出された。これは、「君が代」不起立に対する大阪での最初の処分であった。さらに、同年の卒・入学式では、府立学校三校であわせて四二名に厳重注意処分が出された。

さらに大阪府教委は複数の担任が不起立であったと報告のあった府立学校を「課題のある学校」として、「職務命令を出してでも不起立者を出さないよう」執拗に校長を個別「指導」した。二〇一〇年三月には、府立高校卒業式において、校長の「起立・斉唱」職務命令に従わなかったことを理由に、大阪でははじめての戒告処分が四名に出された。今年に入っても、別の府立高校で、二名が入学式での「起立・斉唱」職務命令違反を問われ、戒告処分を受けたのである。しかし、多くの学校現場で、少なからぬ教員が不起立を含めた抵抗のとりくみを続けていたことは前述の新聞報道のとおりであった。

が代」強制がどのように強められてきたのかを見ておこう。そもそも「日の丸・君が代」について、橋下前知事はどのように考えていたのか。二〇〇八年十一月、大阪で行われた全国産業教育フェアにおいて、高校生に向けた橋下前知事の次のような発言の中にその一端が見てとれる。彼は、「国歌斉唱時は（歌声が小さかったので）残念だった。社会を意識するためには国旗や国歌を意識しなければならぬ」「いろいろな意見はあるが、それは大人になって議論すればいい」と述べ、子どもたちに「君が代」を大きな声で斉唱するよう求めたのである。

大阪府施設への「日の丸」常時掲揚については、二〇〇九年の九月府議会において、自民党議員の一部が中心になって条例を提案する動きがあった。最終的には拘束力のない決議という形に落ち着いたが、橋下前知事は「常時掲揚したいのなら、条例化してほしい」と言い続けていた。

また、教職員への起立・斉唱義務化についても、橋下前知事は二〇〇九年三月の府議会教育常任委員会で、「正式な行事の中で堂々と座れるなんていう人は、一部の教員以外にはいない。まったく理解できない」「ルールを守れない一部教員には厳正に対処しなくてはならない」などと答弁していた。

その一方で、教職員への「君が代」不起立処分が拡大さ

子どもたちに「大きな声で斉唱」させようという 大阪市教委

橋下前知事と市長選で対決している平松大阪市長だが、その平松市政においても、大阪市教委は「日の丸・君が代」強制を躊躇なく進めてきた。大阪市立の学校では、すでに二〇一〇年四月から「日の丸」の常時掲揚が強行されているし、「日の丸・君が代」強制の重点は「子どもたちにとるように大きな声で歌わせるか」に置かれてきた。そのために、教職員の不起立対策よりも、「君が代」斉唱時のピアノ伴奏（あるいは吹奏楽伴奏）を実施させることに躍起となってきた。ピアノ伴奏未実施の学校には市教委から校長に対して何度も「強い指導」が行われた。指導主事を職員会議の場に派遣しようとする動きすらあったと言われている。その結果、昨春では二九九校中一〇〇校を超えていたピアノ伴奏未実施の小学校は、今年の卒業式では二二校にまで激減させられたのである。

橋下流「教育改革」の現状と「教育基本条例」案

橋下前知事は、「子どもの笑顔」があふれる大阪を公約の重点の一つにしていた。しかし、実際の教育政策は「府立高校一〇校への文理科設置」などエリート教育に予算を重点配分する一方、教員の賃金引き下げ、府立学校への学

校管理費や旅費の削減などで、教育予算は毎年減らされている。そして、教員の賃金引き下げは子どもたちの教育環境の悪化を招いている。教員採用試験受験者が集まりにくくなり、教育現場では非正規雇用の教職員が急増し、そのうえ雇用条件が悪いため、産休・育休・病休の代替者も見つからず、授業ができない、担任がいけないといった学校が急増したのである。

その一方で、橋下前知事が鳴り物入りで掲げた「中学校給食完全実施」や「校庭の芝生化」などは一向に進んでいない。これは、必要なランニングコストについては府の補助対象外になっているため、財政事情の厳しい市町村では事業化に踏み切れないためである。

そして、「教育基本条例」案が突如として、「日の丸・君が代」強制条例に続いて、八月になって浮上してきた。橋下前知事と維新の会は、「日の丸・君が代」強制条例や「三回不起立で免職」という条例による処分ルール化への批判の強まりによって、ダブル選の争点化するには不十分であると判断したのである。

この条例案では、現行の教育委員会システムを根本から改変し、知事の意向と政策によって教育行政を動かしていくことを明確にしている。「教育委員の罷免」や「教育委員会への是正要請」をおこなう権限を知事に与え（議会の議決を経て、などとされているが、維新の会が絶対多数を

国鉄からJRへと民営化された際の大量解雇と同じ論理である。

「教育基本条例」案と「日の丸・君が代」強制

大阪府教委の五人の教育委員は、一〇月二五日、連名で「教育基本条例案は白紙撤回されるべきであり、修正の有無は関係なく、これが可決されれば、私たち教育委員は総辞職する」という見解を明らかにした。府教委は、「教育基本条例」案が出されてくる前から、「卒・入学式では、教職員全員に職務命令を出し、従わなければ処分する」から、不起立者への条例による処分ルール化は必要ないと主張してきた。実際に、一部の府立高校で九月に行われた卒業式に向けて、式場外の仕事を割り振られた者を除く全教職員に「起立・斉唱」の職務命令を校長に出させたのである。これはある意味では、「教育基本条例」案の先取りとも言える。

ダブル選挙で維新の会候補が勝利した場合、一二月府議会で一気に「教育基本条例」案を可決・成立させようとすることは必至である。もし条例が成立すれば、全国でも例のない「三回不起立で免職処分」が現実のものとなり、「日の丸・君が代」強制は新たな段階を迎えることになる。予防訴訟的な裁判闘争をはじめとして、新たな抵抗闘争の可能性を探っていく必要が生まれてくる。

占めている現状ではほとんど無意味である）、教育に対する政治の関与を公然と掲げている。また、教員に対し「教育委員会の決定、校長の職務命令に従う」とともに、校長の経営方針にも服さなければならぬ」とした上で、同一の職務命令に三回従わない場合にはただちに分限免職すると規定している。まさに、「君が代」不起立三回で即免職という橋下が公言してきた内容そのものである。

さらに、校長をすべて任期制として、知事が定めた府立高校が「実現すべき目標」の達成のために馬車馬のように働かされる存在に変えようとしている。条例案には、教職員に対する処分規定が非常に細かく述べられ、一切の異議申し立てを許さない管理体制を目指している。教科書も、知事の教育目標に沿って、校長が決めることになり、「つくる会」系の歴史教科書採択の道を開いている。

こうした規定を通じて、条例案の基本理念で示されている「規範意識を重んじる」「義務を重んじる」「互いに競い合い自己の判断と責任で道を切り開く」「愛国心及び郷土を愛する心に溢れる」子どもたちを作り出そうというのである。

さらに大阪都・関西州実現を見越して、自治体の組織替えなどによる整理解雇（分限免職）を明文化している。また、公立学校を民営化（学校法人化）する際には、そこで働く教職員を分限免職できる規定まで作っている。まさに、

一方、その逆の事態になったときには、たしかに橋下政治（ハシズム）がもたらしたファシズムの芽は、とりあえずは摘み取られることにはなる。しかし、少なくとも府立学校においては、起立・斉唱の職務命令が教職員全員に出されることは避けられず、ほぼ東京と同様の状況となってくる。

私たち「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪は、「教育基本条例」案反対、「日の丸・君が代」強制条例撤廃をにかけて、七六二人が参加した9・24全国集会の成功、大阪府議会請願や府教委請願で提出した二万筆近い緊急全国署名、二回の府庁包囲行動、各駅頭での宣伝活動などを全国の仲間とともにたたかいて担ってきた。ダブル選挙の結果がどちらの状況になった場合でも、あくまで「日の丸・君が代」を子どもたちや保護者、教職員に強制させない、強制による人権侵害を許さないとくりくみが続けていく決意である。

「二〇一一年一月一三日記」

（てらもとつとむ）「日の丸・君が代」強制反対
ホットライン大阪事務局員